

吸収合併に係る事後開示書面

2025年4月2日

フィード・ワン株式会社

2025年4月2日

神奈川県横浜市西区みなとみらい5丁目1番2号
フィード・ワン株式会社
代表取締役 庄司 英洋

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事前備置書類)

フィード・ワン株式会社（以下、「甲」という。）、苫小牧飼料株式会社（以下、「乙」という。）及び東北飼料株式会社（以下、「丙」という。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、2024年9月26日に合併契約書を締結し、2025年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」という。）を行いましたので、下記の通り開示をいたします。

なお、本件吸収合併は完全親子会社間の無対価合併であり、甲（吸収合併存続会社）においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、乙及び丙（吸収合併消滅会社）においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年4月1日

2. 乙（吸収合併消滅会社）における法定手続の経過に関する事項

(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

乙（吸収合併消滅会社）は、甲（吸収合併存続会社）の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

乙（吸収合併消滅会社）は、甲（吸収合併存続会社）の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

乙（吸収合併消滅会社）は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

乙（吸収合併消滅会社）は、会社法第789条の規定に従い、2024年11月8日付の官報及び催告書により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。が、申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 丙（吸収合併消滅会社）における法定手続の経過に関する事項

（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法第 784 条の 2）

丙（吸収合併消滅会社）は、甲（吸収合併存続会社）の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について 該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 785 条）

丙（吸収合併消滅会社）は、甲（吸収合併存続会社）の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について 該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続の経過（会社法第 787 条）

丙（吸収合併消滅会社）は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議手続の経過（会社法第 789 条）

丙（吸収合併消滅会社）は、会社法第 789 条の規定に従い、2024 年 11 月 8 日付の官報及びデリー東北により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 甲（吸収合併存続会社）における法定手続の経過に関する事項

（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議手続の経過（会社法第 799 条）

会社法第 799 条の規定に従い、2024 年 11 月 8 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

5. 本合併により甲（吸収合併存続会社）が乙及び丙（吸収合併消滅会社）から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

甲（吸収合併存続会社）は、効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、本合併契約の定めに従い、乙及び丙（吸収合併消滅会社）の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

6. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

添付のとおりです。

7. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年 4 月 1 日

8. 上記のほか本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

甲（吸収合併存続会社）は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に従い、2024 年 11 月 8 日付の官報及び電子公告により、甲（吸収合併存続会社）の株主に対して、本合併に関する公告を行ったところ、甲（吸収合併存続会社）の株主から本合併に対する反対の意思の通知はありませんでした。

以 上